

佐倉市委託設計業務等成績評定要領

制 定 平成18年 2月 1日
最終改正 令和 5年 4月 1日

(目 的)

第1 この要領は、佐倉市が発注する委託業務の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2 この要領に基づく評定の対象となる建設事業に係る委託設計業務等及び管理に係る委託業務並びに低入札価格調査制度対象委託業務(以下「委託業務」という。)は、次に掲げる業務をいう。

- (1) 地質調査業務、測量業務及び別表1成績評定考査基準(以下「別表1」という。)により定められた単純調査業務
- (2) 調査業務及び計画業務
- (3) 設計業務(建築設計業務を除く。)
- (4) 建築設計業務(建築設計業務、構造設計業務、設備設計業務、設計意図業務、伝達業務、積算業務等を含む。)及び設計図書作成業務(改修図書作成業務を含む。)
- (5) 除草・緑地管理、樹木管理、公園清掃に係る業務
- (6) 建物一般清掃、消防設備保守点検に係る業務
- (7) 予定価格が2000万円以上の日々履行型業務(毎日、毎週、毎月ごとに履行する業務。)を除く委託業務。

2 評定は、契約金額(変更後は総変更金額とする。)が、委託業務検査要綱第2条に掲げる金額以上の委託業務について行なうものとする。

(評定者)

第3 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、次に定める職員とする。

- (1) 委託業務の履行の監督過程においては、当該委託業務の契約に係る主任監督(調査)員及び監督(調査)員とする。
- (2) 委託業務の給付の完了確認時においては、当該委託業務の契約に係る検査を実施する検査員とする。

(評定方法)

第4 評定は、委託業務ごと及び評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 1 評定における評定考査基準は、別表1に定めるとおりとする。
- 2 評定の結果は、別記様式第1号の委託業務成績評定表(以下「評定表1」という。)に記録するものとする。ただし、契約金額が500万円未満の建設事業に係る委託設計業務等及び管理に係る委託業務並びに低入札価格調査制度対象委託業務の評定は、別記様式第2号の委託業務成績評定表(以下「評定表2」という。)により評定し記録するものとする。

- 3 修補を指示した場合は、修補前の状態で評定し、修補後の評定は、行わないものとする。

(評定時点)

第5 完了検査員である委託業務の評定者は検査を実施したときに、主任監督（調査）員及び監督（調査）員である委託業務の評定者は委託業務が完了したときに、評定を行うものとする。

(評定表の提出等)

第6 評定表1又は評定表2（建物一般清掃、消防設備保守点検に係る業務を除く）は、所属において所要事項を記載し、検査執行依頼書とともに契約検査課長に提出するものとする。

- 2 契約検査課長は、前項で提出された評定表1又は評定表2に検査員が評定し所要事項を記載した評定表1又は評定表2について認定するものとする。

(評定点合計による判定)

第7 評定点合計による判定は、評定表1又は評定表2の総合評定点を別表2の評定点の標準により判定し、ランクを付するものとする。

- 2 前項の判定が、ランクEのときは、契約検査課長は市長に委託業務成績評定について（別記様式第3号）により報告するものとする。

(評定の結果の通知)

第8 市長は、委託業務検査結果通知書（佐倉市委託業務検査要綱、別記様式第20号）の備考欄に評定点を記し、当該委託業務の受注者に対して評定の結果を通知するものとする。

(評定の結果の公表)

第9 公表は、契約検査課において閲覧に供する方法により行う。ただし、閲覧場所が使用できない場合又は事務に支障がある場合は、閲覧場所を変更することができる。

- 2 公表の内容は、受注者へ通知した委託業務検査結果通知書（佐倉市委託業務検査要綱、別記様式第20号）及び委託業務成績評定通知書（佐倉市委託設計業務等成績評定要領、別記様式第4号）の写しとする。
- 3 公表は、検査結果通知の後、速やかに行うものとする。
- 4 公表の期限は、公表した日の属する月の翌月末日までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。
- 5 閲覧時における公表資料の貸出し及び複写等を行わないものとする。
- 6 公表資料の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとする。
 - (1) 閲覧日 毎週月曜日から金曜日までの日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。
 - (2) 閲覧時間 午前8時30分から午後5時まで
- 7 公表資料の管理及び保管は、契約検査課が行うものとする。

(評定の修正)

第10 第8の通知をした後、契約不適合責任期間中に関係法令違反、事故等により契約不適合が判明したときは、再度評定を見直し、受注者に委託業務評定通知書（別記様式第4号）により通知するとともに、評定結果を修正するものとする。

(説明請求等)

第11 第8又は第10に規定する通知を受理した受注者は、評定の結果に異議がある場合は、当該通知を受理した日から起算して14日（休日を含む。）以内に委託業務成績評定結果に関する説明請求書（別記様式第5号）により市長に対し評定点等について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により説明を求められた場合は、委託業務成績評定結果に関する説明書（回答）（別記様式第6号）により速やかに回答するものとする。

(再説明請求等)

第12 第11第2項の回答を受理した受注者は、当該回答を受理した日から起算して14日（休日を含む。）以内に委託業務成績評定結果に関する再説明請求書（別記様式第7号）により、市長に対し再度説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による再説明を求められた場合は、委託業務成績評定結果に関する再説明書（回答）（別記様式第8号）により速やかに回答するものとする。

3 市長は、前項の回答をする場合は、委託成績評定結果審議依頼書（別記様式第9号）により工事成績評定結果通知実施要領（平成16年3月11日付け16佐契626号）第6に規定する工事等成績評定評価委員会の審議を経てから回答するものとする。ただし、軽易で事務的に処理できるものはこの限りでない。

4 第2項の規定による回答を受理した受注者が再度再説明を求める場合において、第1項中「第11第2項」とあるのは「次項」と、前項中「委託成績評定結果審議依頼書」とあるのは「再説明請求処理事案説明書」と、「第6に規定する工事等成績評定委員会」とあるのは「佐倉市入札監視委員会設置要綱に規定する入札監視委員会」と読み替えるものとする。

(補 則)

第13 この要領に定めるもののほか委託業務の評定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行し、同日以降に契約する委託業務に適用するものとする。

附 則

(施行期日)

1. この要領は、平成19年4月1日から施行する

附 則 （令和3年5月7日決裁 佐契第103号）

(施行期日)

1. この要領は、令和3年5月7日から施行する

附 則 (令和5年3月28日決裁 佐契第1158号)

(施行期日)

1. この要領は、令和5年4月1日から施行する

別表 1

成績評定考査基準

1. 評定表の考査基準（建築設計業務等を除く。）

(1) 地質調査業務、測量業務、単純調査、設計業務（調査・計画業務）、設計業務（詳細設計）

項 目	細 目	
プロセス 評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画
	実施状況の評価	執行管理
		品質管理
		業務特性
		創意工夫
	説明調整能力の評価	説明調整能力
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	
結果の評価	成果物の品質	

(2) 建築設計業務等

項 目	細 目
業務の実施能力	業務の実施体制
	管理技術者
	主任担当技術者
業務の実施状況	工程及び品質管理能力
	調整能力、対応の迅速性、説明能力、倫理観
	提案力、業務執行技術力
	工程
設計図書の出来栄	図面表記
	図面の不足・単純ミス
	資料等の整理
	数量計算書、数量調書等
	資料の整理
設計の達成度	設計と条件の理解
	提案内容、検討状況、コスト把握能力
	施工面の知識

2. 主任監督（調査）員考査基準

(1) 考査方法

主任監督（調査）員は、評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、それぞれ総合的に評定を行う。

(2) 評定点範囲

採点表(主任監督（調査）員用)の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。

(3) 事故等による減点

当該業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点(100点満点換算)に対して、別表1-1を参考として-15点まで減点することができる。

別表1-1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区分	口頭注意	文書注意	指名停止 1ヶ月まで	指名停止が 1ヶ月を越える
考査点	-3点	-5点	-10点	-15点

【適応事例】

- ・入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。
- ・産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・一括再委託、請負を行った。
- ・打ち合わせ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- ・当該業務において、安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

(4) 契約不適合修補及び損害賠償による減点

成果品に、受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約書の契約不適合条項等に記された手続に従い、契約不適合修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表1-2を参考として-20点まで減点することができる。ただし、ここでいう契約不適合修補とは、軽微なミス of 修正ではない大幅な修補をいう。また、総合評点が採点された後に当該事象が発生した場合は、遡って減点を実施するものとする。

別表1-2 契約不適合修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区分	契約不適合修補又は 損害賠償の実施	故意又は重大な過失により契約 不適合修補又は損害賠償の実施
考査点	-10点	-20点

3. 監督（調査）員及び検査員考査基準

評定に当たっては、当該業務の履行状況に応じ、各評価項目の評定を行うものとする。
(評価項目の追加、削除もしくは評価比重の変更は行わない。)

4. 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、「地質調査、単純調査業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」のうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の採点表を適用する。

ここで、「地質調査、単純調査業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」の3業務のうち、複数の業務にまたがる場合の「主たる業務」の取扱いについては、以下を参考とするものとする。

- ・「地質調査、単純調査業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」対象部分のどれかが300万円を越えるときには、その業務を「主たる業務」とみなすものとする。
 - ・「地質調査、単純調査業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」対象部分の複数の業務が300万円を超えるとき、もしくはどれもが300万円を超えない場合には、業務の目的、金額を勘案して、「主たる業務」を1つ選定するものとする。
- これらの取扱いは、調査職員及び検査員で統一するものとする。

5. 「単純調査業務」について

「調査業務、計画業務」は、広範かつ高度な専門的知識が要求される業務や高度な技術と豊かな経験が要求される業務といった比較的難易度の高い調査業務に対応するものであるため、これについては「調査業務、計画業務」採点表を使用するものとする。

しかし、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等については、これを「単純調査業務」と定義し、「地質調査、単純調査業務、測量作業」採点表を用いて評定するものとする。なお、「単純調査業務」の対象業務については、以下に示す例を参考とされたい。

・「単純調査業務」の例

各部門共通	単純なデータ収集整理業務
	単純なデータ処理業務
	書類編集的な業務
	文献収集業務
河川、砂防及び海岸	水理・水文観測業務
	データ加工業務(降雨解析等)
	不等流計算等の計算業務（システム開発を除く）
	補償数量の算出
	工事記録等資料の分類・整理
	工事図面集、写真集等の作成

道 路	一般的な現地調査
	一般的な交通量観測業務
	台帳整理等を目的とした資料収集業務
トンネル	クラック等変状の計測調査
施工計画及び 施工設備	施工関連資料の収集整理
情 報	定期的なデータメンテナンス
	資料収集的な業務
	単純なデータ作成のみの業務
防 災	資料収集的な業務
環 境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析法が J I S等で規定されている測定業務等

6. 採点表の選定について

対象業務が複数にまたがる場合の取扱い及び単純調査業務の選定は、主任監督（調査）員が決定する。

7. 総合評定点について（建築設計業務等を除く。）

(1) 地質調査業務、測量業務、単純調査、設計業務（調査・計画業務）、設計業務（詳細設計）

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

評 価 項 目		細 別	業務評定
プ ロ セ ス 評 価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	20.0
	実施状況の評価	執行管理	5.0
		品質管理	20.0
		業務特性	10.0
		創意工夫	4.0
	説明調整能力の評価	説明調整能力	6.0
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	5.0	
結果の評価		成果物の品質	30.0
合 計			100.0

別表 2

評定点の標準

ランク	評定点の標準値	評定点合計による判定	
A	80点以上	・他の模範となる優秀な委託業務	
B	75～80点未満	標準的委託業務	・Aランクではないが、標準的委託業務のなかで優秀なもの
C	65～75点未満		・標準的な委託業務
D	60～65点未満		・Eランクではないが、今後改善すべき事項がある委託業務
E	60点未満	・今後指名等に影響を及ぼすおそれのある委託業務	